23年度 国民健康保険税（国保税）の税率を改定しました

○国保税を取り巻く状況

国民健康保険（国保）は加入者が病気、けがをしたときに、経済的負担を抑え安心して医療が受けられるように保険として制度化されたものです。国保運営の主な財源は国、都の負担金と「国保税」です。国保税は、国保運営のみに使われる目的税として位置付けられています。

近年、高齢化が進んでいることや医療の高度化を受け、毎年医療費が増加傾向にあります（左上表1参照）。

国保は、相互扶助の精神に基づき、農林水産業や自営業の方を中心とする保険制度でしたが、現在は年金受給者や無職の方の加入割合が増加しています。このため、ほかの保険制度と比べ、収入の低い方の割合が高いという状況にあります。結果として、国保会計の年間収支は、一般会計からの繰り入れ（21年度決算では5億1000万円）をすることで保たれています。

一方、一般会計についても市税収入は減少し、財政調整基金（市の貯金に当たる分）を取り崩す運営となっています。

○23年度国保税の税率改定

医療費は、毎年増加傾向にあり、今年度についても増加が見込まれています。また、後期高齢者支援金や介護保険納付金として、市（保険者）が納付する費用の増加が見込まれています。

安定した国保事業運営ができるように医療費の増加に伴う財源不足や、後期高齢者支援金、介護保険納付金の財源不足を補うため、国保税の税率などについて改定することになりました。

加えて今回の改定では、国保税の計算方式に用いられる「資産割」についても見直しをしています。国保税の資産割は、所得割を補うために設けられていますが、居住用資産の多い都市部では資産割を採用していない自治体が多いことや、固定資産税額に対する課税のため、二重課税との捉え方が強いことなどの課題があります。こうした課題に対応するため、資産割の無い賦課方式に変更する必要があるとして3年間で徐々に減じていくことを予定し、資産割税率の見直しをしています。

この改定については、今年1月に国民健康保険運営協議会に「国保税の税率等の改定」について諮問し、同協議会の審議の結果、改定が必要との答申がされました。この答申を受け、3月に開かれた第1回市議会定例会に国保税条例の改正案を上程し、原案どおり可決されました。今回の改定は2年ぶりに行うものです。

表1　国民健康保険　1人あたりの年間給付費の推移

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度（見込み）
保険給付費（決算）	70億5,461万2,720円	75億8,698万2,794円	76億5,737万1,670円	77億2,700万7,534円	80億5,254万3,356円
年間平均被保険者数（老人医療受給対象者を除く）	3万6,266人	3万6,387人	3万5,966人	3万5,751人	3万5,765人
1人あたりの年間保険給付費	19万4,524円	20万8,508円	21万2,906円	21万6,134円	22万5,151円

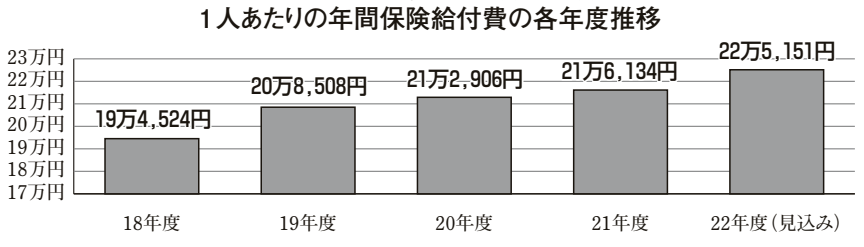

○国民健康保険税の計算は

国保税は、負担能力に応じて算出される応能割（所得割・資産割）と、受益者負担の意味合いから定額で計算する応益割（均等割・平等割）の合算により、次の通り計算されます。

〈応能割〉①所得割＝世帯の所得に応じて計算②資産割＝世帯で課税されている固定資産税額（都市計画税は除く）に応じて計算

〈応益割〉③均等割＝世帯の被保険者数に応じて計算④平等割＝世帯ごとに計算

23年度の変更点

○税率の改定

『医療分』

〈応能割〉所得割税率＝3・15パーセント→3・72パーセント▼資産割税率＝12・80パーセント→8・50パーセント

〈応益割〉均等割額＝2万3100円→2万3600円▼平等割額＝6000円→6100円▼課税限度額＝47万円→51万円

『後期支援分』

〈応能割〉所得割税率＝1・40パーセント→1・55パーセント▼資産割税率＝3・20パーセント→2・10パーセント

〈応益割〉均等割額＝9400円→改定なし▼平等割額＝1800円→改定なし▼課税限度額＝12万円→14万円

『介護分』

〈応能割〉所得割税率＝1・00パーセント→1・29パーセント▼資産割税率＝7・00パーセント→4・60パーセント

〈応益割〉均等割額＝8000円→8600円▼平等割額＝4000円→4300円▼課税限度額＝10万円→12万円

○改定の総額は？

23年度国保税の税率などの改定を受け、総額は次の通り見込んでいます。①引き上げ総額＝約2億円②被保険者一人当たり＝年間約5200円（1カ月当たり約433円）の引き上げ

○国保事業の健全運営に向けて

健やかで安心して過ごせる生活は、すべての人の願いです。時代の変化に対応し、将来にわたって安定した国保事業の運営ができるように、国保税の税率などを改定しました。ご理解とご協力をお願いします。

詳しくは保険年金課国民健康保険係☎470・7733へ。

改定後の国保税の試算例（年間）

（例1）68歳の方、1人で加入の場合
（公的年金による収入が150万円）
改正前　1万2,000円→改正後　1万2,200円

（例2）68歳、65歳の夫婦で加入の場合
（公的年金による収入が230万円）
改正前　9万3,200円→改正後　9万9,600円

（例3）35歳、33歳、7歳の家族3人で加入の場合
（給与収入による収入が350万円）
改正前　19万3,500円→改正後　20万9,000円

（例4）45歳、40歳、10歳、7歳の家族4人で加入の場合
（給与収入による収入が500万円）
改正前　33万1,400円→改正後　36万6,600円

（例5）58歳、55歳、25歳、22歳の家族4人で加入し、固定資産（税額30万円）を有している場合
（事業所得が1,100万円）
改正前　69万円→改正後　77万円

6月1日（水）～30日（木）は 平成23年東京都暴走族追放強化期間

「暴走族の追放は、まず家庭から・そして地域から」

この運動は、都、警視庁、都内市区町村、教育委員会、関係機関・団体が主催し、暴走族を許さない環境づくりと暴走族に対する総合的な対策を地域ぐるみで推進することにより、二輪車などによる交通事故防止および青少年の健全育成を図ることを目的としています。

家庭でも、「暴走行為」の危険性・迷惑性について子どもに教えるとともに、スピードの出し過ぎや無謀運転による交通事故を防ぐため、命の大切さや事故を起こした場合の責任など、交通安全について、普段から話し合いましょう。

子どもの非行やいじめ、犯罪などの被害に遭い困っていたら、迷わずに警視庁ヤング・テレホン・コーナー☎03・3580・4970へ相談しましょう。

詳しくは、都青少年・治安対策本部交通安全課☎03・5321・1111（内線21・797）または市都市計画課街路交通計画係☎470・7768へ。

乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成・児童育成手当

現況届の提出をお願いします

現在、乳幼児医療費助成、義務教育就学児医療費助成、児童育成手当を受給している方は、現況届の提出が必要です。

この現況届は、毎年6月1日現在の状況により、引き続き手当などの受給資格を満たしているかどうかを確認するものです。現況届が未提出の場合、6月分以降の手当や10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。

現況届の用紙は、6月中旬に郵送します。必要事項を記入の上、添付書類を添えて、次の通り提出してください。

【提出期限】6月30日（木）

【提出方法】①乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成＝郵送で提出してください。返信用封筒を現況届の用紙と同封して送付します②児童育成手当＝直接子育て支援課（市役所2階）へ提出してください

※現在受給していない方も、所得額の変更・扶養人数の変更・加入している年金の変更などにより受給できる場合がありますので、同課☎470・7736へ問い合わせてください。

子ども手当について

子ども手当は、つなぎ法案の成立により、15歳以下の子ども1人当たり、月額1万3000円の支給が23年9月分まで延長されます。2月～5月分は6月に、6月～9月分は10月に支給されます。

半年間延長されたことに伴い、6月の子ども手当の現況届はありません。なお、10月以降の子ども手当制度については、今後決定次第、お知らせします。

子ども手当・児童育成手当を振り込みます

6月は、子ども手当とひとり親手当の児童育成（障害）手当（2月～5月分）の支払い月です。

振り込み予定日は子ども手当が6月10日（金）、児童育成手当が6月13日（月）で、指定預金口座へ振り込みます。

利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは同課助成係☎470・7736へ。

国民年金だより

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、自営業などの国民年金に加入している方が、より充実した年金を受けられるように、任意で加入できる公的な年金制度です。サラリーマンの厚生年金などとの年金格差を解消するために、平成3年4月に国民年金法の規定に基づき国民年金基金制度が創設されました。

【年金の種類】年金のタイプには「終身年金」と「確定年金」があり、それぞれ老齢年金と遺族一時金が支給され、支給額は掛け金によって異なります

【加入できる方】自営業など国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満）で、国民年金保険料を納めている方（保険料を免除および猶予されている方を除く）です。月額4000円の付加年金は同時に納めることができません

【掛け金】月額6万8000円を上限として加入口数を選んで、掛け金を支払っていきます。掛け金は全額社会保険料控除になり、所得税・住民税が軽減されます

詳しくは国民年金基金☎03・5285・8800、またはフリーダイヤル☎0120・65・4192へ。

◆東京都国民年金基金ホームページアドレス
http://www.tokyokikin.or.jp/

防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、上半期にかかった費用（電気料・取り替え経費）を補助します。

各団体の代表の方には申請書を送付しています。施設管理課（市役所5階）で、必ず6月14日（火）までに手続きをしてください。

【ご注意】郵送での申請はお受けできません。なお、申請書の提出が遅れると、補助金の交付ができなくなる場合があります

詳しくは同課道路河川施設担当☎470・7767へ。